

寄せられたコメントとそれに対する本協会の考え方

(2021年10月1日)

1. 横断分野自主規制に関するコメント

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
1	<p>・自主規制基本規則第6条（誠実公正義務）</p>	<p>本条では、「金融サービス契約の当事者となる金融機関等との間の委託関係・資本的関係・人的関係の有無にかかわらず、顧客に対して誠実かつ公正に行動しなければならない」としている。これは金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針の記載内容を規定化したものであるが、例えば以下のような事例において、本規定に基づく適切な対応はどのようなものとなるか、お示し願いたい。</p> <p>①委託契約等に基づき金融機関によって課せられた義務と顧客の利益とが相反した場合には、後者を優先することとなるか。例えば、保険会社の委託を受けた協会員が顧客の告知した内容に告知義務違反があることを知った場合に、委託契約に基づき善管注意義務を負う保険会社に対して当該情報を伝えることは本条に定める義務に反して許されないこととなるか。</p> <p>②「金融機関のために媒介を行う立場」の協会員は、本規定に沿って行動する場合であっても、上記①の例のような立場を表明することに問題はない、ということとなるか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。重要なご指摘と考えますが、善管注意義務、誠実義務については、抽象的な概念でもあり、現時点において、個別・具体の事業が想定されない中で一律に解釈を示すことが困難であると考えております。しかしながら、特定の場面を想定して具体的な規律が必要であるということが明確になってきた場合には、関係各所と協議の上で、適切な対応を実施できるようにしていきたいと考えております。</p>

2. 保険媒介業務に関するコメント

No,	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
1	・ 総論	<p>自主規制には、金融サービス仲介業者の「義務となる範囲」、「制約事項」等について、具体的な内容等を協会員に示し、それによって個別事例ごとの実態に即した実質的判断を適切に行えるようにすることで、顧客の保護や適切な業務運営が図られるようにする役割が期待されている。新規に参入する事業者が容易に認識できるように監督指針やパブリックコメントの回答の内容を踏まえて、より具体的な記載がなされることが望ましい。</p> <p>もし、現時点においては想定されるビジネスモデルが見えないことを理由にルールを定めない事項があるのであれば、まずは新規ビジネスに必要なルールが存在しない状態で業務が開始されることのないようにしたうえで、新規ビジネスが具体化した段階で可及的速やかにルールを設けることが必要であるとする。</p>	<p>現時点では法改正がされて、まだ施行前の段階でもあり、具体的なビジネスモデルや業務遂行に当たっての問題点も明確になっていない段階であると考えております。このため、今回のパブリックコメントでの回答においても、金サ法、同法の政府令、金融庁の監督指針、パブリックコメント、貴協会等関係団体の既存のガイドライン等を参考に、できる限り具体的な業のあり方を整理させて頂いたものです。今後新規のビジネスが出てくる中で、新たな論点が見えてきた場合には、貴協会のご意見も重要な意見として伺いながら、適切に検討を行なって新たなルール整備等を行なっていく予定です。</p>
2	・ 保険媒介業務に関する自主規制規則 【顧客からの手数料の受領】	<p>顧客からの手数料受領は、本邦の保険規制において長く容認されてこなかったものであり、その適正な運用範囲の線引きについては極めて慎重な考慮が必要である。会員が意図せず法令違反等を犯さぬよう、自主規制に具体的な事例を示して注意喚起すべきである。</p>	<p>顧客からの手数料受領がどのような態様で行われ、また手数料に関する法令、税制の適用関係がどのようになるかは明確ではない部分があると思われます。しかしながら、金融サービス仲介業者が関与する場合にできる限り利用者の誤解を避けるための対応も求めるべきと考えますので、15条6項を新設して、</p>

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
		<p>また、仮に顧客から直接媒介手数料を受領する場合、保険会社から手数料を受領する場合に比して、保険料の返還・保険料関連の時効・保険料控除制度の取扱い・手数料に係る消費税の取扱いなど、保険法や税法等の適用において差異が生じるため、顧客の誤解や不利益が生じないように、個別事例ごとの実態に即して、適切な情報提供を行うと共に、適切な運営が図られるように態勢整備を行う必要があることを自主規制に定めるべきである。</p>	<p>金融サービス仲介業者において一層の努力を求めることといたしました。</p>
3	<p>・保険媒介業務に関する自主規制規則【双方媒介】</p>	<p>双方媒介は、本邦の保険規制において長く容認されてこなかったものであり、どのように適切な運用を確保していくのかについては、他の分野や法域における規律も参照し、極めて慎重に考慮することが必要である。</p> <p>具体的内容として、少なくとも顧客に対して双方媒介であることを適切に情報提供することや想定される利益相反の可能性のある行為について顧客に対して事前に説明することなどについて自主規制に記載し、適切な運営が図られるようにすべきである。</p> <p>また、双方から媒介に係る手数料を受領することの適否については、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点で慎重に検討を行ったうえで、その結果を自主規制に適切に反映させるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、保険分野における双方媒介に関する利益相反管理については、考慮を要するものと考えました。双方媒介であることについて特に顧客に明示を行うことを求める点について、自主規制規則の規定を追加させて頂くことにいたしました。</p> <p>具体的な利益相反の行為類型については、ご指摘も踏まえ、当協会としても、今後の各社の事業の状況も注視しつつ、状況に応じてさらに追加して検討を行って参りたいと考えております。</p>
4	<p>・保険媒介業務に関する自主規制規則</p>	<p>顧客、金融機関のいずれからも委託を受けない場</p>	<p>本規則は、協会員が金サ法が定める保険媒介業務</p>

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
	【委託を必要としない媒介】	<p>合について、金融庁の監督指針のパブリックコメント回答では「現時点で想定されるビジネスモデル等を踏まえて監督上の留意事項を記載したもの」「必要に応じて検討をしていくべき」との回答があるが、委託が無ければ監督上の対応が求められないというような、規制のアービトラージを生まないようにすべきである。</p> <p>委託の有無という法律上の定義・位置付けに関わらず、経済的なインセンティブの影響も勘案して線引きをすることを自主規制に明記すべきである。</p>	<p>を行う場合に適用される内容となっており、原案のとおりとさせていただければと存じます。</p>
5	<p>・保険媒介業務に関する自主規制規則 【誠実義務】</p>	<p>顧客のために業務を行う仲介者は、仲立営業に関する商法規制の適用または準用を受けるなど保険仲立人と類似した存在であって、とりわけ顧客に対して誠実かつ公正に業務を行う必要があり、保険会社監督指針において仲立人に求められているベストアドバイス義務など、イコールフットィングの観点から同等の規制を入れるべきである。</p> <p>少なくとも規範に差異が生じる点の整理と、それを踏まえた運営を確保する態勢についての記載が必要であると考えます。</p>	<p>金融サービス仲介業者は、ワンライセンスで複数の業種にまたがる媒介を行うことができる点で保険仲立人と同様といえるか否かについては、金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針には規定されておらず、現時点でご指摘のような整理が必要であるかは必ずしも明らかではありません。しかし、金融サービス仲介業者における様々なビジネスが展開される中で、ご懸念のような視点での整理の必要性が生じる可能性もありうるとは考えますので、今後のビジネスの状況を注視しつつ、必要がある場合にはご指摘のような方向性での義務の追加等も検討したいと考えております。</p>

3. 有価証券等仲介業務に関するコメント

No,	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
1	「協会の内部管理責任者等に関する規則」第13条第1項	「有価証券等分野協会員は、内部管理統括責任者について、本協会の事業年度毎に、日本証券業協会又は本協会が実施し、本協会が別途指定する研修を受講させなければならない。」とされているが、日本証券業協会は金融サービス仲介業者に向けた研修を実施している主体ではないため、例えば、「有価証券等分野協会員は、「内部管理統括責任者について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施又は別途指定する研修を受講させなければならない。」とする等の規定振りにはどうか。	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。
2	「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第4条(4)「考え方」	3ポツに「発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び内部管理責任者は、…」とあるが、「管理部門」ではないか。(仮に「内部管理責任者」とするのであれば、規則において定義が必要ではないか。)	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。
3	「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第4条(5)「考え方」	ハの2行目に「…ならない旨、並びに内部管理責任者又は有価証券等仲介業務に関して法人関係情報を取得した役職員は、…」とあるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・「内部管理責任者」は「管理部門」ではないか。 ・「有価証券等仲介業務に関して」は不要ではないか。 ・「法人関係情報を取得した役職員」は「法人関係部 	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
		門の者」ではないか。	
4	「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第7条「考え方」	3ポツに「例えば、…の間隔となる場合には定期検査等や日常的な点検等をあわせて行うことにより、…」とある一方、4ポツに「定期検査等日常的な点検としては、例えば、…」とある。記載の統一（「定期検査」と「日常的な点検」が並列なのか包含関係なのかの整理）が必要ではないか。	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。
5	「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第12条1項	「有価証券仲介業務において、金サ法第11条4項1号乃至第3号に掲げる行為に係る伝票を速やかに作成のうえ…」とあるが、「金サ法第11条4項1号乃至第3号に掲げる行為に係る伝票」とは、具体的に何を指すのか。	ご指摘ありがとうございます。金サ府令138条1-3号に係る媒介等記録簿を想定しておりますので、該当条文の記載を調整させていただきました。
6	「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」第2条（2）	「準用金商法第39条第1項第2号の申込み又は約束、及び第3号の提供のうち、特定金融サービス契約の締結について行われるものをいう。」とあるが、タイトルには「補填行為」と、また、参照条文（適用条文。以下同じ。）であります金商法第39条又は同条第1項第2号及び第3号の文言におきましては、「（中略）次に掲げる行為をしてはならない。」又は「（中略）させる行為」とある。よって、例えば当該条文に係る文言を「準用金商法第39条第1項第2号及び第3号に掲げる行為で、特定金融サービス契約の締結について行われるものをいう。」とするなど、「どういった行為」が対象となるかについて、特に	ご指摘を踏まえて修正させていただきました。

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
		「行為」という文言を明確化させた方が利用者にとって把握しやすいのではないか。	
7	「有価証券仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」 2条5号	金サ法第31条第2項で規定している「特定金融サービス契約」から「特定預金等契約」のみを除いているのはどういった意図か。また「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」2条3号で規定している「有価証券関連特定金融サービス契約」とは異なるものか。	ご指摘を踏まえて修正させて頂きました。
8	「有価証券等仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」 第5条	2項において、対象協会は、過去5年間のいずれかの時点において他の対象協会の従業員若しくは金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者の従業員であった者又は現にそれらの従業員である者を採用しようとする場合は第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について照会をしなければならないこととなっており、5項において、2項の規定により照会を受けた際は(1)～(3)について回答を行う旨が規定されているが、当該(1)～(3)については、金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業に係る処分等が含まれず空振りとなるので「金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者の従業員であった者又は現にそれらの従業員である者」については削除してはどうか。	ご指摘を踏まえて修正させて頂きました。
9	「有価証券等仲介業務を行う協会の従業員に関する規則」 第7条(11)	金融商品取引業者から顧客に交付するために預託された業務に関する書類について交付遅延を禁止す	ご指摘を踏まえて修正させて頂きました。

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
		<p>る規定となっているが、金融商品取引業者は金融サービス仲介業者に所属する従業員に対して直接的に書類を預託する関係にはないと考えられることから、金融サービス仲介業者から当該金融サービス仲介業者に所属する従業員に対し預託されて書類について、顧客に遅滞なく交付する旨を規定してはどうか。</p>	
10	<p>「有価証券等仲介業務を行う協会の外務員の資格、登録等に関する規則に関する細則」第2条(2)ハ、ホ</p>	<p>金融商品取引法に基づく外務員登録履歴について登録原簿記載事項とされているが、登録申請書に記載されている事項に基づいて行うとすれば、登録申請者である金融サービス仲介業者に当該内容の記載内容を担保させることは難しく、御協会で事実関係を確認するのも難しいのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえて全般的に見直しを行い第2条(2)ニ、ハ、ホについて、当協会において記載内容の正確性が担保できない可能性がある情報については削除させて頂きました。</p>
11	<p>「有価証券等仲介業務を行う協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第4条</p>	<p>日本証券業協会の「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第4条第1項第1号に定める一種外務員及び同項第3号に定める二種外務員に係る資格試験には、金融サービスの提供に関する法律、関係政府令及び御協会の自主規制規則の内容を含んでいないため、外務員登録に受けるにあたり、御協会において、これら一種、二種外務員資格に加え、独自に研修を行い金融サービス仲介業者に必要な知識を補う必要があるのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、17条8項において資格更新研修の内容に関する記載を追加し、有価証券等仲介分野の事項と、金融サービス仲介業者について分野共通に関連する事項とを資格更新研修に含めるよう記載を修正いたしました。</p>
12	<p>「有価証券等仲介業務を行う外務員の資格、登録等に関する規則」第17</p>	<p>日本証券業協会の自主規制規則である「外務員資格試験に関する規則」を準用する旨の規定があるが、</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正させて頂きました。</p>

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
	条第 9 項	対象協会員は日本証券業協会の協会員ではなく、規則の制定主体も異なることから準用する旨の規定は適切ではないものとする。また、本規則の読み手である対象協会員にとってわかりやすい規則とするためにも、別途、条を設け、条文を記載するほうがよいのではないかと。	
13	「格付規制に関する Q & A」 Q 2	「書面の手交又は電子メールの送信による方法のほか、自己のホームページやインターネット取引画面上で表示する方法によることも許容されることが考えられます。」について、自己のホームページやインターネット取引画面上で表示する方法については、Q 4 で記載の「必ず顧客に説明事項が読まれるよう説明事項の掲載方法を工夫する必要がある」ことが要件となることを明示的に示すべきではないかと。	ご指摘を踏まえ、文言を加筆・調整しました。
14	「格付規制に関する Q & A」 Q 3	「当該相手方金融機関が顧客に対して無登録格付に係る説明事項を告知する旨の取決めを行うこととし、仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 7 号に基づいて、当該取決めの内容を当該顧客に対して説明する必要があります。」について、その前段において「協会員が無登録格付を提供して取引の勧誘を行っているわけではありません」、かつ、「相手方金融機関が無登録格付を提供して金融商品取引契約の締結の勧誘を行っているものと考えられます」と整理されている。この場合、法令上の義務を負う者が当該義務を履	ご指摘を踏まえ、最終段落の部分を削除しました。

No.	対象	寄せられたコメント	本協会の考え方
		行しているだけのように思われるが、仲介業等府令第 33 条第 2 項第 7 号に規定する「役割分担に関する事項」として顧客への説明義務の対象となるのか。	
15	「格付規制に関する Q & A」Q 5 - 2	「※1 自社ホームページ上に設置する「リスク・手数料等説明ページ」からリンクする「無登録格付業者が付与した格付に関する留意事項」のページを指します。」について、「リスク・手数料等説明ページ」の定義が不明であることから、仲介業等府令第 91 条で規定する契約締結前交付書面等に記載の事項について電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法を選択する場合の、当該閲覧に供するウェブ画面であることが明確になるよう修正してはどうか。	ご指摘を踏まえ、上記ウェブ画面がこれに該当する旨を明示しました。
16	「契約締結前の書面交付等義務及び特定投資家制度に関する Q & A」問 5	なお書きにおいて「日本証券業協会においては、一切の特別な仕組みを含まない～示されており」との記載があるが、同協会は金融サービスの提供に関する法律上の契約締結前交付書面について見解を示す立場にはないことから、御協会自身の見解として記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえて修正させて頂きました。